



猫との正しいつきあい方 ～猫の飼い主の方へ～

★ 猫も人も幸せになるために

ペットは家族の一員として、癒やしや生活の豊かさを与える存在です。

しかし、犬や猫に関する苦情やトラブルも多く寄せられ、その原因のほとんどが一部の飼い主の不適正な動物の飼い方によるものです。

猫の飼い主は、動物の習性を理解した上で、周囲に迷惑をかけないよう、ルールを守った正しい飼い方に努めましょう。



★ 猫の飼い方のポイント

◆ 屋内で飼いましょう

猫は本来広い場所を必要としない動物です。

上下運動できれば屋内でも十分飼うことができます。

屋外には、交通事故、猫同士のケンカによるケガ、病気の感染などたくさんの危険が待ち受けっています。

猫のためにも、安全で快適な屋内飼育をおすすめします。



◆ 不妊・去勢手術を行ないましょう



子猫を増やさないために、不妊・去勢手術を受けさせましょう。

手術を行なうことで病的リスクや性的ストレスが減り、動物にとってもメリットがあります。

◆ 迷子にさせないために

万が一の時のため、首輪に名前と連絡先を書きましょう。

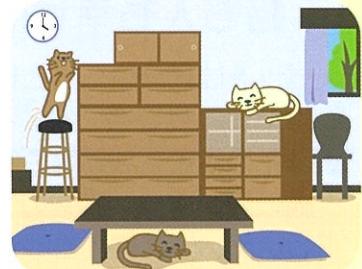
また、迷子になつたら、すぐに兵庫県動物愛護センター や宝塚警察署に届出をしましょう。



- ◆ 最後まで責任をもって飼いましょう
もし、どうしても猫が飼えなくなった場合は、新たな飼い主を見つけるように努力しましょう。
猫を捨てることや虐待をした場合は、法律違反になり罰せられます。

★ 室内で飼うために

- ◆ 立体的な運動ができる場所を作る。
高い場所によりじ登る行動は、ねこの重要な運動の一つです
ので、安全で立体的な運動ができる場所を確保してあげま
しょう。
- ◆ トイレについて



トイレのしつけは比較的簡単です。
猫が落ち着いてトイレ出来る場所に、専用のトイレと砂を用意してあげましょう。
また、猫は汚れたトイレを嫌うため、いつも清潔にしておきましょう。



- ◆ 爪研ぎ対策をする
爪を研ぎそうになったら、用意したダンボール、木材、
市販の爪研ぎ器等の場所へ連れて行くと覚えます。

犬や猫に関する指導や相談に関しては、

兵庫県動物愛護センター ☎ 661-0047 尼崎市西昆陽4丁目1-1 電話 06-6432-4599 へ



関係法令等

動物の愛護及び管理に関する法律抜粋

愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
(第44条第1項)

愛護動物遺棄した者は、100万円以下の罰金(第44条第3項)

